

岩手県告示第29号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 畠山建築
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町達曾部16番地5
 - ウ 代表者の氏名 畠山昭男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第5224号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月20日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年12月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社辺見組
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字野々田28番地3
 - ウ 代表者の氏名 山田賢一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7427号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月14日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年12月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社アプローチ社
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町中島字樋の口100番地1
 - ウ 代表者の氏名 瀬川晴雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9286号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年12月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 クリエイト北上
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市本通り一丁目1番13号
 - ウ 代表者の氏名 八重樫正和
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第50003号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年12月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸和金物店

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字二十人町50番地

ウ 代表者の氏名 佐藤雅弘

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第60057号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成22年12月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東亜産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町松川字滝ノ沢平146番地の7

ウ 代表者の氏名 岡本與吉

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第70094号

(3) 処分の内容 とび・土工事業及びびほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年12月22日付けでとび・土工事業及びびほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成22年12月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小川豊店

イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字八ツ長173番地4

ウ 代表者の氏名 小川正光

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第150081号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年12月7日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。